

平成29年度 第1回平塚市営住宅運営審議会 議事録

日時 平成29年8月21日（月）

午後2時から4時まで

場所 平塚市本館619会議室

出席者

委員	天羽 輝彦 委員（会長）	高橋 和也 委員（副会長）
	高山 和義 委員	内堀 祐一 委員
	内田 久子 委員	原澤 正侑 委員

事務局	石黒副市長（委嘱式のみ）	小山田都市整備部長
	久保谷建築住宅課長	青地住宅管理担当長
	天瀬主査	松原主事

傍聴人 なし

次第

- 1 委嘱式
 - ・ 石黒副市長より市営住宅運営審議会委員へ委嘱状を交付。
- 2 会長・副会長の選任
 - ・ 委員の互選により、会長・天羽輝彦委員、副会長・高橋和也委員が選出された。
 - ・ 平塚市情報公開条例第31条に基づく審議会の公開について説明。
 - ・ 委員7名のうち6名の出席により、平塚市営住宅運営審議会規則第5条第2項に基づく定足数に達しており、審議会が成立していることを報告。

議案事項

- 議案第1号 市営住宅子育て世帯期限付き入居制度の骨子（案）について
議案第2号 平塚市営住宅駐車場使用料の改定について

報告事項

報告第1号 平成28年度訴訟案件の進捗について

.....

（会長）

ただいま、皆様から選出いただき、会長の職を承ることとなりました天羽でございます。

委員の皆様の御支援、御協力のもと、当審議会を進めてまいりたいと考えております。よろしくお願ひいたします。私は民生委員として担当は港地区なのですが、港地区には市営住宅や県営住宅が無いので、一体どういう問題が隠れているか分からない部分もありますが、事務局の説明を受けながら本当の意味での「住宅困窮者」に対して市営住宅を提供できるよう努力していかなければならないと考えております。これからどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、会議を始めますが、傍聴の方がおいででしたら入場をお願いします。

(事務局)

本日は傍聴者はありません。

(会長)

最初に会議の成立についてですが、委員総数7名のうち、本日、6名の委員の御出席をいただき、平塚市営住宅運営審議会規則第5条第2項に基づく定足数に達しておりますので、本日の審議会は成立いたします。

それでは、ただいまより、平成29年度第1回平塚市営住宅運営審議会を開会します。

お手元の次第に基づき議事を進めます。本日は、議題が3件あり、内訳は議案事項が2件、報告事項が1件となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

議案第1号「市営住宅子育て世帯期限付き入居制度の骨子(案)」につきまして、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、私より議案第1号「市営住宅子育て世帯期限付き入居制度の骨子(案)」について、説明させていただきます。

子育て世帯期限付き入居制度につきましては、昨年度当審議会の第2回目会議で、事業の検討実施に至った背景などについてご説明させていただきました。その折には、まだ入居者資格などの制度面での方向性を示せる段階ではございませんでしたので、本日の会議では、事務局で作成した入居制度の骨子案について説明させていただきます、その骨子案を中心に御意見を頂戴したいとお願いするところであります。

では、お手元の資料に沿って説明いたしますのでよろしくお願ひします。

まず、1の「公営住宅における子育て世帯期限付き入居制度の概要」から説明します。本制度は、収入が少なく住宅に困窮する世帯で、子どもの養育に大きな負担がかかる子育て世帯を対象に、市営住宅の入居募集時に優先枠を設け、入居承認をした世帯に市営住宅の一部を期限付きで提供するものです。

制度の主旨といたしましては、子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、低廉な家賃で子育てに適した住宅を提供することにあります。若い子育て世代を入居に導くことで、高齢

化が進む市営住宅内のコミュニティーの活性化を図るという狙いもございます。

県内では、神奈川県や横須賀市で既にこの制度の運用が行われておりますが、本市でも平成30年度から、今から説明する資料の2と3の内容で開始したいと考えているところでございます。

2の「子育て世帯用住戸の整備」について説明いたします。ここはハード面での話になりますが、制度開始の初年度となります来年度には、田村宮の前住宅5号棟計30戸のうち4戸を子育て世帯用に募集する予定で、今年度中には当該住戸を子育てに適した仕様に改修します。その内容は資料のイメージ図にお示ししていますが、全居室を洋間に改修、浴槽と給湯設備の設置、居室間の仕切りを無くした家族が集える広い室内空間の形成を改修の主なポイントとしています。

なお、今回田村宮の前住宅を選んだ理由としましては、数年前から同住宅の応募が減少していることや、当選後の辞退者が増加し空き住戸が散見される状況が連続して発生しているためでございます。また、前回の審議会で整備費が若干掛かり過ぎではないかとの御意見をいただき、先進事例の視察などを踏まえまして今回の整備案では、キッチンの位置や床材の変更などを行い、コスト抑制を図る方向としております。

資料2枚目、3の「本市における子育て世帯期限付き入居制度の骨子（案）」ですが、ここでは入居者資格など事務局が作成した本市における制度内容の説明となります。本日の会議において、特に御意見をいただきたい部分となります。

まず、(1) 入居者資格についてですが、通常の入居資格に加え、「小学校未就学児と同居し、かつ、その子を扶養していること」、「月収額が214,000円以下であること」といたしました。資料の半ばに「県内自治体の入居者資格の事例」、①の神奈川県と同じ条件を満たす世帯に、入居者資格を付与する内容としております。

次に、(2) 入居期間についてですが、「原則として、入居承認時に扶養していた子が中学校を修了するまで。ただし、高等学校に進学する場合は、高等学校を卒業するまで延長することができる」とし、入居承認時に未就学児であった子が中学校卒業後に就労する場合を除き、高等学校卒業まで期間を延長できるものとしました。この点は県の制度と異なりますが、現在では子が高校に進学するのが通例であり、在学中、世帯への負担は義務教育期間と同じであるとの考えに基づき措置するものです。

次に、(3) 期間到来時の居住安定措置については、「期間満了日の3年前から、他の市営住宅（子育て世帯対象住宅以外）への応募を可能とする」とし、機会均等及び公平性の観点から、期間満了時には民間住宅へ移転していただくことを原則としながらも、低所得世帯に配慮し、希望者には他の市営住宅への応募を可能とする内容としました。

最後に、「制度実施に向けた流れ」について説明いたします。

本年度中には、資料の2で説明した改修工事を実施します。募集に係る制度設計については、本日の審議会の答申に基づき、事務局が制度内容の再確認または修正を行い、以後は来年度の募集に向け条例改正に着手する予定としております。

平成30年度には、例年実施している5月募集で、子育て世帯対象住宅の初募集を行うとともに、31年度募集用の新たな住戸改修を行っていく予定であります。なお、30年度以降は、地域間格差が生じないように空き住戸の状況を見ながら、他の市営住宅でも子育て世帯期限付き住戸の拡充が図れるよう検討してまいります。

議案第1号の説明は以上です。

(会長)

ありがとうございました。それでは審議に入りますが、ただいまの説明について、何か御意見、御質問等がありましたらお願いします。

(委員)

昨今は民間の賃貸住宅が余ってしまっていて公営住宅は不足をしているという認識ですが、当該住宅については辞退者までいるということで、その理由についてはどのように分析されていますか。

(事務局)

色々な要因があるとは思いますが、一つの理由としましては市営住宅の古さだと思います。田村宮の前住宅に限らず、昭和40年代～50年代に建設された市営住宅は応募が鈍い傾向にあり、当選後に部屋の下見をした段階で辞退というケースも増えてきております。一方で、例えば万田貝塚住宅などの比較的新しい住宅では、応募も多く当選が難しい状況にあります。比率としては新しい住宅よりも古い住宅の方が多いため、全体としては応募率が下がっているというふうに考えております。

(委員)

制度の趣旨そのものは非常に大切なことだと思いますが、この場所に子育て世帯のニーズがあるという結びつきのあたりはどうお考えでしょうか。

(事務局)

今回は初めての取り組みということで、ここ数年田村宮の前住宅の応募率が落ち込んでいくことや、先ほど申し上げたとおり当選辞退者が増えております。近年の状況を申し上げますと、平成25年11月募集時に5戸の募集に対し実際に入居したのが4戸、同じく平成26年5月募集では3戸に対し2戸、平成27年5月募集では3戸に対し1戸、平成28年5月募集では3戸に対し1戸、そして同年11月募集では5戸に対して3戸しか入居されていません。このような状況の中、なんとかこの入居率を上げたいという部分が動機となりまして、まずは先行的にこちらの住宅での運用を考えております。

(委員)

お金をかけてやる取り組みですので、指定管理者と連携しながら、狙いに合致しているかをリサーチして進めてもらえると失敗が少ないかと思います。

(事務局)

承知しました。

(委員)

この住宅が古いとのことでしたが、築何年くらいになるのでしょうか。

(事務局)

昭和56年～58年建設となりますので、築34年～36年くらいとなります。今年度と来年度に、長寿命化を目的とした住棟改修を行い、建物の外回りを修繕いたします。

(委員)

学校の距離等、子育て世帯が生活する上での利便性はどのようなのでしょうか。

(事務局)

平塚市内の小学校、中学校区は基本的にはすべて徒歩圏内の通学区域との認識がございます。便利か不便かの判断は人によって異なるため難しいですが、田村宮の前住宅周辺は主に住宅街となっております。

(委員)

入居の条件の関係で、「入居承認時に扶養していた子が」とありますが、例えば入居後に新たに子どもが生まれた場合、その子が高校卒業するまで入居期間を延長する等の対応考えられるのでしょうか。

また、入居満了の3年前から他の市営住宅に応募できるとのことですが、優先的に入居させることはできるのでしょうか。

(事務局)

神奈川県や横須賀市の事例を見ますと、基本的には義務教育期間までや入居より10年間としております。現在では高校へ進学する子がほとんどかと思っておりますので、本市の入居期間も、他市と遜色ない対応となっております。また、応募しても落選した方などとの平等性を考慮し、この基準としております。

期間到来時の対応ですが、本市では市営住宅の募集を年2回行っております。3年前から数えますと計6回応募の機会があります。本市の運用として、連続して4回落選した方に

は次回の応募時に抽選番号を2つ付与しております。また、連続して5回落選された方には、抽選番号を3つ付与し当選機会を増やすようにしております。したがって3年前から応募できるようにすることで、希望の他住宅へ入居できる可能性を高めております。

(委員)

確認なのですが、「小学校未就学児」とありますが、これは未就学児の子が一人でもいれば対象となると考えてよいのでしょうか。

(事務局)

その通りです。

(委員)

高齢化が進む市営住宅内のコミュニティーの活性化を図るとなっていますが田村宮の前住宅より古い東中原住宅では単身世帯が約4割もいるかと思います。そういう意味ではただ田村宮の前住宅に空き部屋が固まったから埋めるためにこの制度を始めようとしているように思えます。本当にコミュニティーの活性化が目的なのか疑問です。

(事務局)

まず、今回の制度の第一の目的は子育て世帯の支援にあります。それがコミュニティーの活性化に寄与する部分については少なからず期待するところではありますが、基本的には子育て支援というところで今回の制度を始めさせていただきたいと考えております。

(委員)

今回は田村宮の前住宅で4戸となっていますが、今後も継続的にこの制度は行っていくのでしょうか。

(事務局)

31年度の募集用住戸については、住宅全体のバランスや空き住戸の状況を勘案しながら決定し、30年度に改修工事を行いたいと思います。その後については予算や空き住戸の状況等様々なものを勘案しながら進めていきたいと考えております。

(会長)

議題から少し外れてしまいますが、市営住宅は全体的に古い住宅が多く見受けられますが、耐震の方は大丈夫なのでしょうか。

(事務局)

建築年度は古いですが、工場製作をしたコンクリート盤を現場で接合して造っているものが多く、耐震性能は確保されています。一部耐震性能が不足していた東中原住宅の集会所については平成27年度に建替えをしました。

(委員)

そうであれば、もっと空き住戸へ入りやすくするような算段を考えないといけないと思います。意見として聞いておいていただければと思います。

(事務局)

承知しました。

(会長)

他に何かございますでしょうか。

(委員)

入居資格のところですが、ひとり親家庭の優先等、本当に困っている人を優先的に入居させることはできないのでしょうか。

(事務局)

今の御意見についての説明になるのですが、元々制度の中で母子や父子世帯、障がいをお持ちの方がいる世帯、震災関連で色々法律ができておりますが、そういったものの対象となる世帯等につきましては市営住宅の入居資格の緩和や優遇措置を取っております。今回は子育て世帯期限付き入居制度として4戸を対象に新たな制度を立ち上げることでありますので、いわゆる通常の入居者資格を満たした上で小学校未就学児と同居しその子を扶養していることと期限付きであるということが入居者資格となりますので、母子や父子世帯ともに応募は可能であります。ただ、やはり居室内を市の方でリニューアルしますので、子育てが終わった段階で、次の世帯の方にその部屋を譲っていただき回転を促していきたいということで期限を設定しております。したがって、いまご指摘がありました、一般枠の方での母子、父子世帯や災害の被災者等につきましては一般的な市営住宅制度の中で必要最低限の配慮はしております。

(委員)

市営住宅は倍率が高くなかなか入れないというイメージなのですが、そういった方たちへ一般枠で配慮しているということは100%対応しきれているということでしょうか。

(事務局)

母子、父子家庭は優遇枠の制度がございます。これは、連続落選がなくても、ある一定の募集戸数がある住宅については優遇枠募集をしまして、優遇枠の中で一度抽選を行い、そこで落選された方につきましては一般枠で再度抽選を受けることができます。100%入居できるかというのは、抽選になりますので保証できるものではありません。これは市営住宅の募集については公募、公募の枠を超えた場合は抽選というのが原理原則でございますので、そこについては変えられませんが、社会的に配慮が必要な世帯については優遇枠を設け、当選の確率を上げるという措置をとっております。

(委員)

市営住宅家賃はどのように決定されているのですか。

(事務局)

家賃については世帯の所得や様々な係数をもとに計算されております。例えば建物の立地条件や経年数等の要因を計算しまして家賃が算出されますので、同じ住宅の同じような部屋でもAさんとBさんでは家賃が必ずしも同額ではないというのが公営住宅の制度となります。

(会長)

今回の制度では募集時期というのは一般公募と別に募集を行うのでしょうか。

(事務局)

その部分の詳細についてはまだ詰めていないのですが、基本的には市営住宅の申込みは一世帯1回となりますので、本制度による公募と一般公募の両方で応募するというのは想定しておりません。募集時期については現在の定期募集である5月と11月に合わせて募集をしようと考えております。ですから一般の入居申込みと子育て世帯の入居申込みを同時に受け付けますので、どちらかに応募していただく形になろうかと思えます。

(会長)

他に御意見ございますでしょうか。ないようですので採決に入ります。

ただいまの議案第1号「市営住宅子育て世帯期限付き入居制度の骨子(案)」につきまして、原案どおり決定することで御異議ございませんでしょうか。

(委員)

異議なし

(会長)

御異議なしということですので、議案第1号は原案通り決定したいと思います。
続きまして、2つ目の議案に移りたいと思います。議案第2号「平塚市営住宅駐車場使用料の改定」につきまして、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、私より議案第2号「平塚市営住宅駐車場使用料の改定」について、内容を説明させていただきます。

市が賦課徴収している使用料・手数料は、受益者負担の原則と適正な使用料等を算定するため、全庁的に原則として3年ごとの料金見直しを行うこととなっており、市営住宅の駐車場使用料の改定についてもこの考え方にに基づき、具体的な手順等を定めた「平塚市営住宅駐車場使用料の設定に関する基準」を定めまして、定期的な見直しを行うこととしております。

平成26年度に見直しを行いましたので、3年が経過する今年度に、平成30年4月からの駐車場使用料を改定するための手続きを行うものでございます。

具体的な内容の説明をさせていただきます。

基準に基づきまして、先般、各市営住宅の近傍にある駐車場料金を調査いたしました。その結果、現行使用料との乖離が生じた資料の表の星印の駐車場について、それぞれ使用料を改定するものであります。

近傍駐車場の金額は、表の欄外の記載のとおり、市営住宅ごとに調査し、最高額と最低額を差し引いたものの平均額を近傍額として採っております。表中をご覧ください。下段にあります、各住宅における駐車場使用料の改定理由及び改定を見送る理由ですが、まず星印がついております虹ヶ浜西住宅、虹ヶ浜住宅及び虹ヶ浜東住宅についてですが、現行1万円となっております。調査結果による近傍駐車場の金額は9,500円です。市営住宅条例第57条の近傍同種の駐車場料金を限度とすることとなっておりますので、9,500円に減額としております。続きまして龍城ヶ丘住宅ですが、こちらも現行は1万円となっております。調査結果による近傍駐車場の金額は10,800円でした。ここで800円の乖離がございますが、まずこちらの駐車場については公示価格に下落がございまして、平成28年から29年で2.4%の下落がありました。また駐車場の整備状況ですが、今年5月に指定管理者から駐車場のラインと車止めの状況について報告があり、一部ラインの劣化や車止めの破損が見受けられました。こちらについては今年度の修繕料執行残または来年度予算に計上し修繕の予定でございまして、この理由を加味いたしまして、800円の増額はせず現行の1万円に据え置くこととさせていただきたいと思っております。

議案第2号「平塚市営住宅駐車場使用料の改定について」の説明は、以上でございます。

(会長)

ただいまの説明について、何か御意見、御質問等がありましたらお願いします。

(委員)

住宅の駐車場の下は土や砂利ですか。アスファルトなどですか。

(事務局)

基本的には土や砂利ではなく、アスファルト等で整備が済んでおります。

(委員)

3年前に改定されたということですが、私の感覚として3年前から今現在で、周辺駐車場の料金はそんなに減額されているような印象は受けませんが、現実的に下がっているのは事実でしょうか。

(事務局)

3年前に調査した駐車場と、今年度調査した駐車場はイコールではありません。3年前は駐車場として存在していた場所も、今回調査時には駐車場がなくなり、家が建っていたというケースもございました。したがって、その近所にある駐車場を調査対象としたため、金額に若干差異がございまして、その結果金額が変わってきているということです。

(会長)

この表に記載されている駐車場は、市営住宅の駐車場全部でしょうか。

(事務局)

住宅によっては駐車場の設置がないところもございますので、駐車場が整備されている住宅では全てとなります。

(会長)

中原下宿住宅は廃止予定となっておりますが、どういう意味でしょうか。

(事務局)

こちらの住宅は既に用途廃止が決定している住宅でございまして、今年度取り壊しの予定となりますが、改定前はまだ下宿住宅の駐車場はありましたので、表には載せてございまして、入居者は既に全員退去済みで駐車場の利用はありません。

(会長)

他にはございますか。

(委員)

龍城ヶ丘住宅や虹ヶ浜住宅は空き駐車場が多くある印象があります。県営住宅のように民間事業者に委託して周辺住民等へ貸し出すことはできないのでしょうか。

(会長)

確かに高齢者が多くなってくると駐車場の利用者も少なくなるかと思います。そういう点では利用率が低い駐車場を他の方に貸すという方法も検討しなければならないことだとは思いますが、今はそこまで制度設計等進んでないかと思いますので、事務局は今後考えていただければと思います。

今後の問題として、今日の議題は別として次回開催時には、市営住宅全般の現状についてもう少し我々に開示していただければと思います。例えば、1,500戸ある住宅の空き家率はどのくらいか、駐車場の利用率はどのくらいかなど、そういう情報も踏まえた上で説明いただければ、理解も深まるのではないかなと感じます。

(事務局)

承知いたしました。

(会長)

他に御意見ございますでしょうか。

なければ、ただいまの議案第2号「平塚市営住宅駐車場使用料の改定」につきまして、原案どおり決定することで御異議ございませんでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長)

御異議なしということですので、議案第2号は原案通り決定したいと思います。

(事務局)

それでは、本日の議案事項2件について、答申案を配布いたします。

(事務局)

答申案を読み上げます。

※答申案の読み上げ※

(会長)

ただいま読み上げました答申案について、御意見がございましたらお願いします。

(会長)

それでは、議案第1号および議案第2号については、お配りした答申案の内容にて、本日出で市長に答申することにしたと思います。以上をもちまして、本日の議案事項を終了いたします。

(会長)

続きまして、報告事項に移ります。報告第1号「平成28年度訴訟案件の進捗」につきまして、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、報告第1号「平成28年度訴訟案件の進捗」につきまして、説明させていただきます。

市営住宅における長期高額滞納者等の対策として実施しております法的措置につきましては、昨年度、滞納家賃等の支払いに関する一切の交渉を無視し、その支払いが全くない者について法的措置を講じたので、その概要を当審議会において報告させていただいたところです。

今回あらためて、当該案件の概要を説明させていただきますが、当該案件につきましては、平成28年12月の市議会定例会において、議案「訴えの提起について」として上程し、原案どおり可決されました。

この議決に基づき、平成28年12月末日をもって被告らとの賃貸借契約を解除し、年明けの1月13日付けで、管轄裁判所に訴状を提出しました。

その後、裁判所からの訴状が被告らに送達され、2月22日に口頭弁論が開かれ、被告らも出頭し、本市訴えの内容全てを認めたため、その日で結審し、3月1日に本市の訴えどおりの判決が言い渡されました。

口頭弁論では、被告らから、早期の退去と滞納家賃等の支払意思が示されたため、裁判長から本市に対し、「具体的な退去時期・支払方法については、被告らと話し合いの上、進めて欲しい」との付言があり、3月に入り、被告らを来庁させ、4月末までの任意退去と分割による滞納家賃等の支払いについて、協議を行いました。

以上が、当該事案の昨年度までの概要と経過でございますが、市と被告らとの協議の結果としては、被告らが4月末までに住宅を退去し、滞納家賃等も分割で支払うことで合意に至りました。

しかしながら、被告らは5月以降も住宅から退去せず、滞納家賃等の支払いもほとんど履行されておりません。これまで再三再四に渡り、早急な退去を要求いたしましたが、退去に向けた具体的な行動は見られないため、現在、裁判所へ住宅明渡しの強制執行、及び給与差押えの申し立て実施に向けた対応を検討しているところでございます。

報告第1号の説明は以上となります。

(会長)

確認ですけれども、5月以降も約4か月間も住んでしまっているということですか。

(事務局)

その通りです。

(会長)

出ていかない理由は何かあるのですか。

(事務局)

再三に渡り市役所へ来庁してもらった上で、判決のとおり明渡すよう協議を重ねておりますけれども、一向に退去をしていないような状況です。我々としては、判決を履行する義務がございますので、そういった意味では粛々と進めていきたいと考えております。

(会長)

それが強制執行と差押えに繋がっていくということで、検討していくとなっておりますが、具体的には進めているのでしょうか。

(事務局)

当該入居者に対しては、「今後こういった形で進めます」ということを通告なり、口頭での話し合いの中で逐一伝えている状況でございます。

(会長)

これは一件ですか。

(事務局)

今回は一件のみとなります。

(委員)

どのくらい滞納しているのですか。

(事務局)

平成28年の4月から12月までの間で家賃相当額が457,106円となっており、この金額で裁判所へ提訴しております。その後、損害金として平成29年1月から8月までで568,000円となります。

(委員)

裁判費用は向こう持ちですか。

(事務局)

そうです。しかし、裁判において弁護士に依頼はしていないので、必要最低限の経費のみで裁判を行っております。

(会長)

他にございますか。

(委員)

民間の不動産では、1か月滞納するだけですぐ催促が来るかと思いますが、その辺の対応はどうしていたのでしょうか。

(事務局)

まず、当該月の家賃が支払われなかった場合に、すぐにアクションを起こして、滞納となっている旨の文書を郵送しています。また、口座振替がされなかった入居者に対しては納付書を発送しております。なるべく滞納初期の段階でアプローチを行い、債務が膨らまないよう指導しております。その成果があらわれている部分もございますが、本件のように訴訟に至ってしまうケースもございます。

(委員)

そういった予備軍のような方は把握しているのですか。

(事務局)

その辺りは常に毎月管理をしております、指定管理者と連携しながら早期対応を心掛けております。

(委員)

年齢はいくつくらいの方なのですか。

(事務局)

今回は50代と60代の兄弟となります。

(委員)

仕事はしている方たちなのですか。

(事務局)

仕事はなさっております。

(会長)

いずれにしても判決は出ているので、状況が変わらなければ粛々と進めていっていただくしかないかと思います。ただ、芽となるものを先に摘むことが大事かと思っておりますので、事務局に頑張っていただきたいと思います。

(事務局)

承知いたしました。

(会長)

他に何かございますか。

ないようですので、それでは最後に「その他」として、事務局から何かありましたらお願いいたします。

(事務局)

今年度の審議会のスケジュールでございますが、今回を含め3回開催を予定しております。次回は年内に1度開催させていただきたいと考えております。事務局からは以上でございます。

(会長)

委員さんからは何かございますか。

特にないようでございますので、これで審議会を終了いたします。進行を事務局へ戻します。

(事務局)

委員の皆様には3件の議題につきまして御審議いただき、ありがとうございました。本日、たくさんの御意見をいただきましたので、委員の皆様からいただきました御意見、御提案等は今後の本市の市営住宅行政に反映させていただきたいと思っております。また、会長様から

お話しがございました、市営住宅の現状等につきましても、機会を設けて少し説明させていただきたいと思います。本日は誠にありがとうございました。

以 上